

せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち  
～住む人が誇りに思う町をめざして～

2026



# こうら 9

2 祝 2026 AMAZING MUAYTHAI  
WORLD FESTIVAL 銅メダル獲得!

2 9月21日(月)は世界アルツハイマーデー  
～あなたの地域で 認知症とともに 生き生きと暮らす～

3 滋賀の救急電話相談 (#7119) について

4 5 燃えないごみ袋のデザインと  
サイズが変わります!

6 国民年金からのお知らせ

6 コンビニ交付サービス利用停止の  
お知らせ



ア メ ー ジ ン グ ム エ タ イ  
祝 2026 AMAZING MUAYTHAI  
ワ ー ル ド フ ェ ス テ ィ バ ル どう かく と く  
WORLD FESTIVAL 銅メダル獲得！

甲良中学校 1 年生 ひさ だ あ こ  
久田 愛心さん

久田 愛心さんが「AMAZING MUAYTHAI WORLD FESTIVAL」(世界大会)に日本代表選手として出場されました。

大会前に教育長から活躍を祈念して激励の言葉が贈られました。

今回の大会は6月25日(木)～29日(月)にムエタイの本場であるタイのバンコクで開催され、世界各国から58か国940名の選手が参加しました。

久田さんは個人成績で銅メダルを獲得し、日本代表チームはメダル数で団体7位の成績を収めました。

久田 愛心さんの更なるご活躍をお祈り申し上げます。



【問合先】 教育委員会 ☎38-3315



9月21日(月)は世界アルツハイマーデー  
～あなたの地域で 認知症とともに 生き生きと暮らす～

「国際アルツハイマー病協会」は世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取り組みを行っています。

世界アルツハイマーデー及び強化月間は、認知症に関わる全ての人のものです。毎年全国各地で、9月を中心にイベントが開催されます。

地域包括支援センターからのお知らせ

甲良町では、10月17日(土) 午前に「甲良町認知症フォーラム」を開催予定です  
(詳細は10月号広報に掲載)。

認知症の理解を深め、正しい知識を学び、介護家族と本人への支援を考え、認知症になっても安心して暮らせる社会づくりについて考える機会にするため、積極的なご参加をお待ちしております。

【問合先】 甲良町地域包括センター(甲良町保健福祉センター内) ☎38-5161





## 滋賀の救急電話相談（＃7119）について

滋賀県は、利用よし！受信よし！安全よし！三方よしの救急電話（＃7119）を令和7年10月1日から開始しました。

滋賀の救急電話相談（＃7119）は、急な病気やケガの際に、「救急車が必要なのか？」「どこ  
の医療機関を受診したらよいのか？」などの救急医療相談に対し、看護師等の専門員がアドバイ  
スを行います。

### 利用可能時間

24時間 365日利用可能（年中無休）

### 利用方法

固定電話、携帯電話から・・・＃7119

IP電話、ダイヤル回線から・・・077-528-1317

### 料金

相談料金は無料ですが、通話料金は利用者負担になります。

### FAXやメールでの相談（聴覚障がい等の方向け）

聴覚障がい等の方にも相談していただけるようFAXやメールでの相談にも対応しています。

FAX番号：050-3816-3649

メールアドレス：info@shiga7119.jp

<以下の内容を必ずご記入ください>

#### 宛先明記（FAXの場合）

- ・「滋賀県救急安心センター相談担当宛」と明記してください。

#### 相談者様の情報

- ・FAXの場合は返信先のFAX番号を明記してください。
- ・メールの場合は差出人のアドレスへ返信いたします。
- ・相談者様のお住まいの地域（市町）
- ・相談者様のご年齢
- ・相談内容に必要な情報（持病・妊婦の有無等）

#### 窓口からの返信

- ・相談内容に対する助言を返信いたします。

★緊急時は、ためらわず119番に連絡してください。



【問合先】 総務課 ☎38-3311

## リニューアル後燃えないごみ指定袋



### ■価格について

変更はありません。(1袋10枚入り：200円)

### ■旧デザインの袋をお持ちの方へ

現在お手元にある旧デザインの袋は、リニューアル後もそのままご使用いただけます。慌てて買い替える必要はありませんので、お手持ちの分から順次お使いください。



【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



## 燃えないごみ袋のデザインとサイズが変わります！

このたび、町では皆様の利便性向上と適正な分別の促進を目的として、「燃えないごみ袋」をリニューアルすることとなりました。

### 現行燃えないごみ指定袋



#### ■主な変更点

- ・サイズの変更：横幅を10cm広げ（40cm→50cm）、縦幅を10cm短く（80cm→70cm）しました。これにより、出し入れがしやすくなり、ごみ箱にセットした際にも、よりフィットする形状となります。
- ・共通デザイン化：愛知郡と犬上郡でデザインを統一します。これに伴い、今後は愛知郡内の店舗でも購入が可能となります。

#### ■販売開始時期

令和8年9月頃より順次販売を開始します。

※店頭の在庫状況により、旧デザインと新デザインが混在する期間があります。ご了承ください。

【問合せ先】 住民人権課 ☎38-5063



## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対する電話または文書による納付のご案内や免除・猶予制度の申請手続きのご案内を、民間事業者（株式会社バックスグループ TEL：0120-693-664）に委託しています。

民間事業者は、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等に加え、スマートフォンアプリ・ねんきんネットを利用した電子（キャッシュレス）決済で、国民年金保険料をお支払いしていただくようご案内します。そのため、民間事業者の担当者が訪問することや銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることや現金をお預かりすることはありません。

【問合先】 彦根年金事務所国民年金課 ☎0749-23-1112



## コンビニ交付サービス利用停止のお知らせ

下記の期間中、証明書発行サーバーのセキュリティメンテナンスのため、コンビニにおける証明書の交付サービスを停止します。

### 【サービス停止日時】

令和8年10月5日（月） 23：00～

令和8年10月6日（火） 終日

令和8年10月7日（水） ～6：30まで



### 【交付できない証明書】

すべての証明書（住民票・印鑑証明・所得証明・課税証明）

住民の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解よろしくをお願いします。

【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



## マイナンバーカードの夜間臨時窓口開設について

マイナンバーカードの交付、暗証番号の更新手続きの方を対象に夜間臨時窓口を行います。

平日の開庁時間にご都合がつかない方はぜひご利用ください。いずれも必ず事前予約（住民人権課  
TEL：0749-38-5063）をお願いします。

夜間日時 令和8年10月2日（金） 17：30～19：00

ご持参いただくもの

交付通知の「当日持参いただく書類等」、電子証明書の更新手続きをご確認ください。

※手続きに必要な時間は、おひとり約15分です。

※予約は先着順とし、定員になり次第締切とします。

※予約がない場合は、お受けできません。

【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



## マイナンバーカードの手続きの事前予約制のご案内

マイナンバーカードの手続きには電話での事前予約が必要です。

- ・マイナンバーカード交付（住民人権課から交付通知書が届いた方）
- ・暗証番号の更新手続き（地方公共団体情報システム機構から電子証明書の有効期限通知書が届いた方）

予 約 日 時：開庁日（平日）9：00～16：30（予約時間  
30分ごと）の間でご予約ください。

予約電話番号：0749-38-5063 担当課：住民人権課

予約受付時間：8：30～17：15（開庁日のみ）

※先着順となりますので、お早め  
にご予約をお願いします。

※受付締切は、前日までになります。



【問合先】 住民人権課 ☎38-5063





## トイレの水洗化はお早めに！ 排水設備工事は町への申請が必要です。

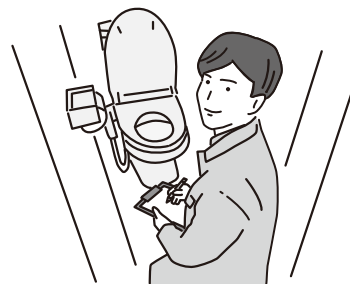
水洗トイレへの改造、台所、お風呂などの排水設備工事は、工事着工するまでに排水設備新設等計画確認申請を町へ提出する必要があります。申請は排水設備指定工事店を通じて申請してくださいをお願いします。

### 【排水設備指定工事店とは】

下水道排水設備責任技術者試験に合格した技術者が所属している工事店で甲良町に登録されている業者のことです。

現在、指定工事店は、116店が登録されています。(甲良町ホームページをご覧ください)

詳しくは、建設水道課へご連絡をお願いします。



【問合先】 建設水道課 ☎38-5068



## 建設水道課からのお願い

甲良町に設置しているマンホールポンプがよく故障をおこしています。

原因は、汚水以外の物の流入です。

具体的には、軍手、タオル、木片等が流入しています。(右記写真)

各家庭において、汚水以外を流さないよう注意をお願いします。

マンホールポンプが故障し稼働しなくなった場合、下水が使用できなくなります。



【問合先】 建設水道課 ☎38-5068

ネットでも  
買える！



宝くじ公式サイト | Q

### ハロウィンジャンボ4億円

(1等2億円・前後賞各1億円合わせて)

### ハロウィンジャンボミニ同時発売

この宝くじの収益金は市町村の明るく  
住みよいまちづくりに使われます。

**9月16日(水)発売!** 発売期間 9/16⑨～10/16⑨  
抽せん日 10/26⑨

公益財団法人滋賀県市町村振興協会 各1枚 300円



# その屋外広告物！ ルールを 守っていますか？

県下  
一斉

## 屋外広告物 クリーンキャンペーン 9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。

エリアによって、掲出できる広告物の大きさや高さに基準を設けて、規制しています。

必要な許可を得ていない場合は条例違反となります。

詳しくは右記へお問い合わせください。

問合せ先

甲良町建設水道課

TEL：0749-38-5068

違反看板は  
ダメよ！



### 【屋外広告物とは？】

「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示された物並びにこれらに類するものをいう。」

【問合せ先】 建設水道課 ☎38-5068



9月は「健康増進普及月間」です。



## 睡眠とこころの健康について



日々のストレスをため込まず、疲れを早くとるために良い睡眠は大切です。

睡眠と心の健康は関係が深く、不眠は不安や抑うつなど、こころの不調をまねくこともあります。

「よく眠れて疲れがとれている」という満足感（睡眠の質）が、こころの調子に大きく影響しています。

睡眠時間や睡眠の質を確保し、こころとからだの健康を高めていきましょう。

### 子どもの睡眠時間について

小学生から中学生、高校生と成長するに伴い、夜ふかしや朝寝ぼけになりやすいものです。夜ふかしは睡眠不足を招く一大要因です。

年齢にあった十分な睡眠時間を確保しましょう。

#### ☆ 子どもの睡眠時間の目安 ☆

|        |         |
|--------|---------|
| 1～2歳   | 11～14時間 |
| 3～5歳   | 10～13時間 |
| 小学生    | 9～12時間  |
| 中学・高校生 | 8～10時間  |



### 睡眠5原則

1. 適度な長さで休養間のある睡眠を6時間以上を目安に十分な睡眠時間を確保
2. 光・温度・音に配慮した良い睡眠のための環境づくり
3. 適度な運動、しっかり朝食、寝る前のリラックス
4. 嗜好品とのつきあい方に気をつけてカフェイン、お酒、たばこは控えめに
5. 眠れない、眠りに不安を覚えたら専門家に相談を

厚生労働省「健康づくりのための睡眠ガイド」より

良い睡眠から  
健康に！



【問合先】 保健福祉課 ☎38-3314



## 9月10日～16日は自殺予防週間です。



様々な悩みが重なると誰でも心が苦しい、生きるのがつらいという気持ちになるかもしれません。悩みがあるとき・困っているときは相談することでほっとするかもしれません。あなたの悩みを誰かに相談してみませんか。

### こころの悩みの相談

こころの電話 ☎077-567-5560（毎日10：00～12：00、13：00～21：00、  
年未年始を除く）

滋賀いのちの電話 ☎077-553-7387（金～月 10：00～20：30）

こころのサポートしが（LINE相談）（毎日16：00～24：00）

こころの健康相談…甲良町では月2回。こころの健康状態に不安をお持ちの方に保健師が  
対応します。実施日は広報こうら健康カレンダーでご確認ください。



【問合先】 保健福祉課 保健係 ☎38-3314



## 彦愛犬権利擁護サポートセンター 成年後見制度啓発講座

### あなたのお金を守れますか？銀行員が伝えたい、お金を守るためのポイント お金の守り方講座

|   |                                         |                                            |
|---|-----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 日 | 時：令和8年10月22日（木）<br>13：30～15：10          | 対 象 者：彦根市・愛知郡・犬上郡内の住民、<br>民生委員の方           |
| 場 | 所：彦根市福祉センター別館2階<br>（多目的会議室）             | 募集人数：40名                                   |
| 講 | 師：関西みらい銀行経営企画部<br>地域成長戦略室<br>米倉崇氏、永井祐司氏 | 申 込 先：彦愛犬権利擁護サポートセンター<br>申込期限：令和8年10月8日（木） |

【問合先】 彦愛犬権利擁護サポートセンター ☎0749-22-2855





## 総務省の行政相談について

国の行政などへの苦情や意見・要望について、ボランティアの行政相談委員が公平・中立の立場からお話を伺い、解決のお手伝いをするものです。

国の事務について「どこに相談したら良いか分からない」など困ったときはご利用ください。ご利用は無料・予約不要・秘密厳守です。

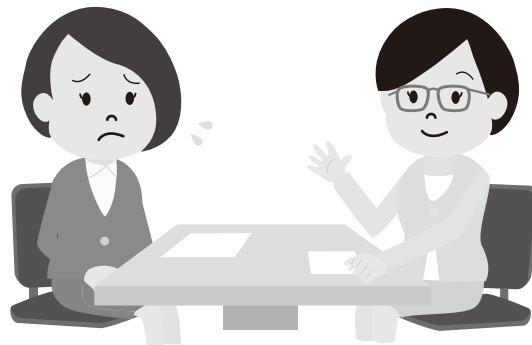
### 1. 相談日：

- (1) 令和8年10月8日（木）
- (2) 令和8年12月3日（木）
- (3) 令和9年2月4日（木）

### 2. 時間：10時～12時

### 3. 相談会場：甲良町役場会議室

### 4. 受付場所：甲良町役場 総務課（最初は総務課へお尋ねください）



【問合先】 総務課

☎38-3311

総務省 滋賀行政相談センター ☎077-523-1100



## 滋賀県行政書士会による無料相談会を開催します！

### 1. 開催日時

|               |             |
|---------------|-------------|
| 令和8年10月16日（金） | 13：00～15：00 |
| 令和8年12月18日（金） | 13：00～15：00 |
| 令和9年2月19日（金）  | 13：00～15：00 |

### 2. 開催場所 甲良町役場 会議室（最初は総務課へお尋ねください）

### 3. 相談内容 相続手続き全般（遺言書の書き方・遺産分割協議書の作成等）・許認可手続き等

※事前に相談内容をお知らせいただければ、よりの確なご返答が行えます。

【問合先】 滋賀県行政書士会彦根支部 副支部長 平尾 ☎080-3069-5234



子育て支援  
センター

## 子育て支援センターで水遊びをしました

7月29日（水）と8月5日（水）、子育て支援センターひろばに遊びに来てくれたお友達みんなで、水あそびをしました。参加された親子の皆さんから笑顔があふれ、楽しいひとときを過ごせました♪



子育て支援センターが月1回発行している「ひろば通信」を、町ホームページにも掲載しています。また、「キラキラこうら by 母子モ」からも見るすることができます。



アプリストアからダウンロードしてぜひ登録してください。  
←こちらのコードからダウンロードできない場合は「母子モ」（ボシモ）で検索！

### 子育て支援センターにご相談ください

子育て支援センターの専門職（社会福祉士・保健師・心理師・保育士・教師）に子育て・家庭に関する相談ができます。悩みや不安のある方、気になることがある方、お気軽にご相談ください。  
〈対象〉町内にお住まいの方どなたでも ★事前申込み不要です。  
〈日時〉平日午前9時～午後5時 ★電話でも受付可能です。

★相談者の情報や相談の内容は  
守秘されますので、安心して  
ご相談ください。

【問合先】 子育て支援センター ☎38-8003

# 令和8年8月から 高額療養費制度 が見直されます



## 高額療養費 制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

## 公的医療保険制度の持続可能性の確保

### 高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

## 長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

### 新たに年間の上限額が新設されました

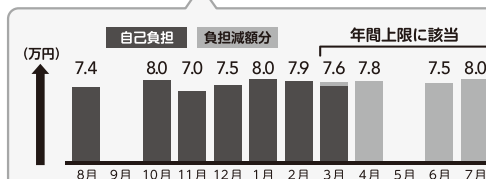
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、  
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて 高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方  
(区分：年収約370万円～約770万円)の場合



### ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当  
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例 (70歳以上で現役並み以外の方)  
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

### お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村 (国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、  
厚生労働省コールセンター

☎ 0120-617-111

においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時 (日曜日・祝日・年末年始は休業)

※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

# 高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

| 適用区分  |               | 年収目安                                 | 入院+外来【月額上限】<br>(世帯ごと)<br><多数回該当> | 入院+外来【年間上限】<br>(世帯ごと) | 外来<br>(個人ごと)<br>※70歳以上のみ      |
|-------|---------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 70歳未満 | 70歳以上         |                                      |                                  |                       |                               |
| 区分ア   | 現役並みⅢ         | 約1,160万円～                            | 270,300円+1%<br><140,100円>        | 1,680,000円            | —                             |
| 区分イ   | 現役並みⅡ         | 約770万円～<br>約1,160万円                  | 179,100円+1%<br><93,000円>         | 1,110,000円            | —                             |
| 区分ウ   | 現役並みⅠ         | 約370万円～<br>約770万円                    | 85,800円+1%<br><44,400円>          | 530,000円              | —                             |
| 区分エ   | 一般Ⅰ・Ⅱ         | ～約370万円                              | 61,500円<br><44,400円(※1)>         | 530,000円(※2)          | 月額上限 22,000円<br>(年間上限 21.6万円) |
| 区分オ   | —             | 住民税非課税<br>【70歳未満】                    | 36,900円<br><24,600円>             | 290,000円              | —                             |
| —     | 住民税<br>非課税世帯Ⅱ | 住民税非課税<br>【70歳以上】                    | 25,700円<br><24,600円>             | 290,000円              | 月額上限 11,000円<br>(年間上限 9.6万円)  |
| —     | 住民税<br>非課税世帯Ⅰ | 一定所得以下<br>(年金収入約80万円以下など)<br>【70歳以上】 | 15,700円                          | 180,000円              | 月額上限 8,000円                   |

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

## 高額療養費制度の見直しに係る Q & A

### Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

### Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

### Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)

なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。





## 老人福祉医療費助成制度

## ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成制度の対象者のみなさまへ

令和8年8月1日（土）から「①老人福祉医療費助成」および「②ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成」の自己負担限度額が変わりました。

■県内医療機関で「限度額適用認定証」、「高齢受給者証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「限度額適用認定証等」という。）を提示されたとき、窓口での自己負担額の上限額が表のとおり変わりました。（原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。）

### 《① 老人福祉医療費助成の自己負担限度額》

| 対象        | 令和8年7月まで     |                 | 令和8年8月から               |                                              |
|-----------|--------------|-----------------|------------------------|----------------------------------------------|
|           | 外来<br>(個人ごと) | 入院+外来<br>(世帯ごと) | 外来<br>(個人ごと)           | 入院+外来<br>(世帯ごと)                              |
| 非課税<br>世帯 | 8,000円       | 24,600円         | 11,000円<br>(年間上限9.6万円) | 25,700円<br>(多数回該当24,600円※1<br>年間上限 290,000円) |

### 《② ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成の自己負担限度額》

| 対象          | 令和8年7月まで                |                           | 令和8年8月から                |                                                |
|-------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------------------------------------|
|             | 外来                      | 入院+外来                     | 外来                      | 入院+外来                                          |
| 非課税<br>世帯以外 | 18,000円<br>(年間上限14.4万円) | 57,600円<br>(多数回該当44,400円) | 22,000円<br>(年間上限21.6万円) | 61,500円<br>(多数回該当44,400円※1<br>年間上限 530,000円※2) |
| 非課税<br>世帯   | 8,000円                  | 24,600円                   | 11,000円<br>(年間上限9.6万円)  | 25,700円<br>(多数回該当24,600円※1、<br>年間上限 290,000円)  |

※1 多数回該当とは、過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となります。

※2 非課税世帯以外の方で、所得区分が「～約200万円（標報：～15万円）」区分に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなります。

■「限度額適用認定証等」の提示がない場合は、一旦窓口で自己負担額をお支払いいただく必要があります。その際、同じ月に支払った自己負担額が上記の限度額を超えたときは、お住まいの市役所・町役場へ申請していただくと、後日、自己負担限度額を超えた分を市町から償還払いされます。

■各保険法に基づく限度額が上記より低い場合は、各保険法に定める額を限度額とします。

■窓口でお支払いいただく自己負担額の負担割合に変更はありません。

白 色 の福祉医療費受給券をお持ちの方・・・1割分

うすだいだい色 の福祉医療費受給券をお持ちの方・・・2割分

滋賀県・甲良町住民人権課・滋賀県国保連合会・社会保険診療報酬支払基金

【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



## 甲良町農業委員会委員の改選

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・賃貸借および農地転用の許可、遊休農地の早期発見、未然防止、調査等の活動を行い、農地利用の最適化に関しての事務等を担う行政委員会です。

任期満了に伴う甲良町農業委員会の委員の改選が行われ、令和8年7月21日（火）に臨時総会を開催し、任命書の授与等を行いました。任命された甲良町農業委員会の委員は14名です。令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間よろしくお願いいたします。



14名を代表して任命書を受け取った  
谷口栄治委員

【問合先】 甲良町農業委員会事務局（甲良町産業課内） ☎38-5069



## 空家の除却に対する補助金について

### ■対象家屋

- ①昭和56年5月31日以前に建築された居宅または共同住宅（旧耐震基準）
- ②個人名義の居宅または共同住宅
- ③使用されていない建物で今後も居住する見込みがないもの
- ④土地および建築物について所有権以外の権利が設定されていないこと
- ⑤土地および建築物における一切の権利、権限について疑義が解決済みであること
- ⑥固定資産税納税通知書に記載されている家屋種類が下記に該当していること  
“専用住宅（一般住宅用）、専用住宅（農家用）、共同住宅、併用住宅（一般用・農家用）、農家住宅等に該当するか準ずるものと認められるものであること”

### ■補助対象者

- ①登記事項証明書に所有者として記載されている方
- ②①記載の相続人
- ③該当者が複数いる場合は全員の同意が得られること
- ④該当者が甲良町民の場合、町税等の滞納がないこと

### ■補助対象事業

町内に事業所を有する法人または町内に住所を有する個人に発注する工事であること  
\*補助金の交付決定前に着手している物件は対象となりません  
補助対象者および補助対象者3親等以内の工事ではないこと

■補助金の額の算定 総工事金額（消費税含む）×20%＝補助金額  
（“1,000円未満は切り捨て、上限は400,000円”）

【問合先】 企画監理課 空家・空地担当 ☎38-5061



## 甲良町空家・空地バンク 新着物件④

当町の空家・空地バンク情報登録制度では物件の存在する地区に最初に回覧させていただいておりますので、広報誌発行時点で売買契約が成立している場合があります。

ありまのりて、広報認先行時点て売買契約が成立している場合があります。

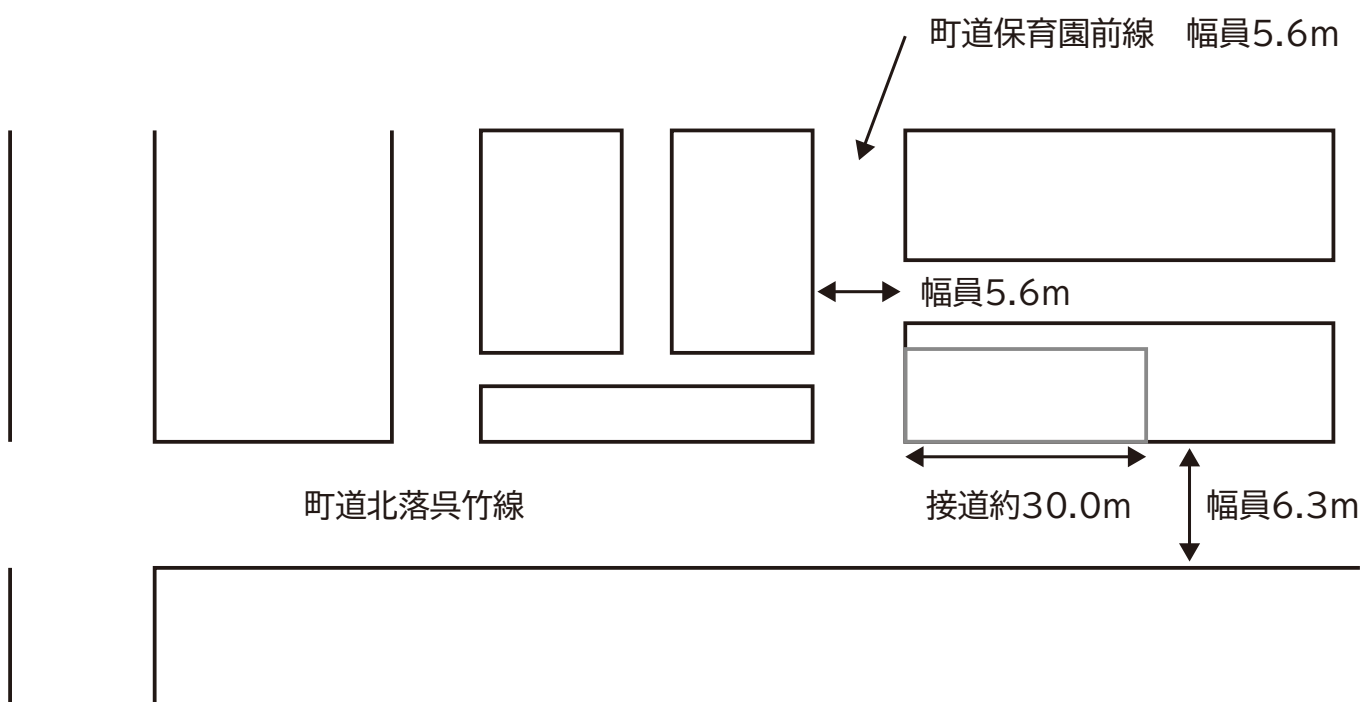
|  |  |      |          |  |
|--|--|------|----------|--|
|  |  | 物件番号 | 20260701 |  |
|--|--|------|----------|--|

|                 |                                  |                        |         |        |    |
|-----------------|----------------------------------|------------------------|---------|--------|----|
| 所在地             | 甲良町                              |                        |         |        |    |
| 用途・地域           | 用途                               | 宅地                     |         |        |    |
| 区分              | 売買・賃貸                            | 249万円                  |         |        |    |
| 賃料・価格等          |                                  |                        |         |        |    |
| 交通等             | 近江鉄道（尼子駅）                        | 約1.2km                 |         |        |    |
|                 | バス                               |                        |         |        |    |
| 公共施設等           | 甲良町役場まで                          | 約2.3km                 | 地区公民館まで | 約0.6km |    |
|                 | 図書館                              | 約3.0km                 | 病院      | 約1.7km |    |
|                 | 保育所                              | 約0.4km                 | 中学校     | 約2.1km |    |
|                 | 小学校                              | 約1.1km                 | 駐在所     | 約3.0km |    |
|                 | 消防署                              | 約2.1km                 | コンビニ    | 約1.0km |    |
|                 | 金融機関                             | 約2.1km                 | スーパー    | 約2.1km |    |
| 建物              | 構造                               |                        |         | 建築時期   | 不詳 |
| 土地              | 274㎡（約82.88坪）                    |                        |         |        |    |
| 設備              | 水道（上水道）南側前面道路に本管あり HIVP75φ 引込なし  |                        |         |        |    |
|                 | 下水道                              | 南側前面道路に本管あり VU200 引込なし |         |        |    |
|                 | 風呂                               |                        |         |        |    |
| 付帯設備等           | 地籍調査完了、農地転用承認済                   |                        |         |        |    |
| 修繕の必要性          | 縁先・歩道進入路                         |                        |         |        |    |
| 特記事項<br>(自治会要望) | 自治会加入をお願い致します。                   |                        |         |        |    |
|                 | 協議費（自治会費）平等割・成人個人割の徴収をさせていただきます。 |                        |         |        |    |
|                 | 宮費は宗教上の問題から強制ではありません。            |                        |         |        |    |
|                 |                                  |                        |         |        |    |
|                 |                                  |                        |         |        |    |



【問合先】 企画監理課 空家・空地担当 ☎38-5061





No. ①



No. ④



No. ②



No. ⑤



No. ③



No. ⑥

【問合先】 企画監理課 空家・空地担当 ☎38-5061





## 図書館に行こう♪

新米が美味しい季節がやってきました。みなさんはどんなお米料理が好きですか？  
今月は「ごはん」をテーマにした本を紹介します。



### 『図解眠れなくなるほど面白い米の話』

トキオ・ナレッジ 日本文芸社

みなさんはお米についてどこまで知っていますか？日本の米文化の始まりから、正しいお米の保存方法、いつまでが新米でいつからが古米なのか。米の歴史や雑学について1テーマごとに図解を用いて紹介します。



### 『日本の漬物のひみつ』

小泉 武夫 メイツユニバーサルコンテンツ

ごはんのお供に欠かせないお漬物。その調理法や健康効果、歴史を説明し、その土地ならではの食材や漬け方を用いた特色ある日本各地の漬物を紹介します。読み終わるころには、ごはんとお漬物が食べたくなくなるかも。



### 『永谷園のめざまし茶づけレシピ』

永谷園 幻冬舎

朝は忙しくてしっかりと朝ごはんが食べられない、暑くてご飯を食べる気力が湧かない…。そんな時におすすめのごはんがあります。手軽にさらっと食べられる“お茶づけ”はいかがですか？お茶づけの素を使ったレシピを中心に、“ちょい足し”から“変わり種”まで、オリジナルのアレンジ茶づけを紹介します。



### 『お米 de パン』

りえ 世界文化社

小麦粉でもなく、米粉でもなく、お米をミキサーで混ぜて、焼くだけでパンが作れます。やっかいな発酵も、生地をこねる作業もありません！基本のパンから、お惣菜パン、おやつパン、蒸しパンまで、お米のできるパンの作り方を紹介します。

| 9月 | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
|    | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
|    | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|    | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|    | 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

| 10月 | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|
|     |    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
|     | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
|     | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|     | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|     | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

●…休館日

### 【開館時間】

水～金 10:00～18:00  
土・日 10:00～17:00



### 『ししく弁当 ききみみ堂』

冬森 灯 双葉社

お弁当店「ききみみ堂」には、特別な「ししく弁当」があります。「みち

を拓く鮭弁当」「星を探すハンバーグ弁当」等、依頼主の事情や想いを仕立てた、心を届けるお弁当です。受け取った人の心にやさしく寄り添い、明日をがんばる力を与えてくれます。小さな包みに込められた、あたたかな絆の物語です。

## 9月の催し物

※図書館の行事はすべて無料です。  
※図書館の行事は予告なく延期・中止になる場合があります。

### おはなし会

9月12日（土）14:00～  
場所は絵本いっぱい児童室で開催します！  
小さなお子さまから参加いただけます。  
ぜひお越しください♪

### オンラインー びよびよこのおはなし会《事前申込制》

0.1.2歳のお子さまに合わせて個別のおはなし会を行います。  
詳しくは図書館までお尋ねください。

### 第6回 Instagram フォトコンテスト展 開催中！

8月19日（水）～9月30日（水）まで  
#こうらフォトコン2025（観光協会主催）の作品を展示しています。  
作品テーマは『私の見つけたこうらの風景』です。  
どうぞ、お越しください。

### 世界アルツハイマー月間展

9月2日（水）～  
9月27日（日）  
認知症に関する資料を展示します。  
どうぞご覧ください。

### 令和8年度第1回図書館協議会を開催しました

7月22日（水）に、第1回図書館協議会を開催し、令和7年度の事業、令和8年度の取り組み予定等を報告しました。協議会委員の皆さまにいただいたご意見を今後の図書館運営に反映してまいります。

※HPでも図書館だよりカラー版をご覧くださいませ。

【問合先】 図書館 ☎38-8088 FAX38-8089

## 藤堂高虎④ 天下人家康と共に生きた後半生

秀長亡き後、一旦は出家を決意した高虎は秀吉に請われ豊臣家の家臣に戻ります。しかし高虎が自分の後半生を託すべき主君として選んだのは徳川家康でした。

## ■家康との出会い

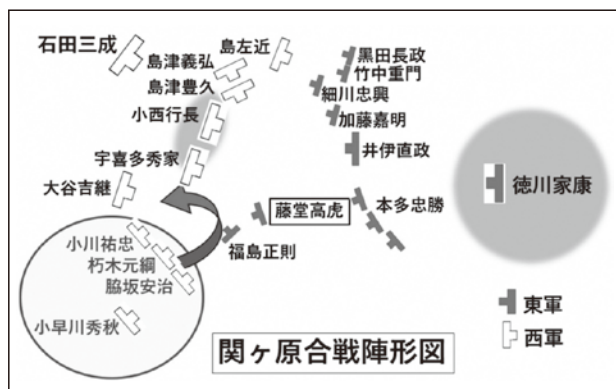
高虎と家康が出会うきっかけは、秀吉からの求めに応じて上洛する家康の京屋敷普請にありました。秀長の命を受け、普請奉行を務めた高虎は、秀吉からもたらされた図面が公家風であることに疑問をもち、自費で門や外回りを防御に適した武家風の造りにします。事の経緯を知った家康は、高虎の誠意ある行為に感激し、以後高虎へ全幅の信頼を寄せていきます。

## ■秀吉の朝鮮出兵の後始末をやり遂げた高虎

天下統一を成し遂げた秀吉は、無謀にも大陸への侵出を企図し、朝鮮出兵を断行します。しかし、二度目の出兵で大敗を喫する中、秀吉は死去してしまい、朝鮮半島には多数の将兵が残留するという事態になってしまいます。この危機的状況で、高虎は家康から撤退の総指揮官を命ぜられます。「陸の武将」高虎は「水軍の将」としても抜群の手腕を見せ、全軍を無事に日本に帰還させました。

高虎の能力を信じて命じた家康。家康の期待に違わぬ働きをした高虎。二人の信頼関係は一層深く強いものになっていきました。

## ■天下分け目の関ヶ原の戦いを勝利に導いた高虎



秀吉の死後、その後継を巡って石田三成率いる西軍と家康率いる東軍が激突した関ヶ原の戦い。その天下分け目の戦いを徳川方の勝利に導いた立役者は、実は高虎でした。高虎は事前に三成側の情報を家康側に伝え、豊臣方の大名たちに家康側につくよう説得していたのです。その説得に応じた小早川秀秋陣内の脇坂、小川、朽木などの諸将が徳川方に寝返ることによって東軍の大勝利となったのでした。

関ヶ原の戦いにおける高虎の挙動は、「風見鶏」と評されがちです。しかし、高虎の器はそんな小さなものではなく、天下の安寧を託すべきは家康をおいて他には無い、という確固たる信念から出たものと見るべきでしょう。

## ■築城の名手となった高虎

関ヶ原の戦いの直後、高虎は家康の命を受け、膳所城の縄張りで見事な仕事ぶりを見せます。その手腕を高く評価した家康から、江戸城の改築を直々に命ぜられます。その後、伊賀上野城、丹波篠山城、亀山城、二条城拡張など、築城のスペシャリストとして各地の城づくりに関わります。高虎が生涯で手がけた城は20を超えます。



伊賀上野城

## ■家康が最も信頼した家臣高虎

慶長13年(1608)高虎はそれまでの領国今治から伊賀・伊勢への国替えを命ぜられます。伊賀伊勢は大阪城を攻める重要な拠点であり、そこに外様大名である高虎を配置したのはそれだけ厚い信頼を得ていたということです。

家康臨終の場面では、家康が高虎と宗旨が違いため来世で会えぬことを嘆くと、高虎は即座に家康と同じ天台宗に改宗して来世までの忠義を誓い、家康も「今後国に大事があれば、高虎を一番手とせよ」と命じて息を引き取ったといいます。二人は、それほどまでに深い絆で結ばれていたのです。

参考資料：戦国武将藤堂高虎とその時代(小和田哲男)「高虎さんのはなし」日本の百人「藤堂高虎」



# 温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.tac-sports.co.jp/koura-pool/> \*営業日・営業時間等詳しくは、問合せ先までご連絡ください

## 9月 お風呂・プール

| 日  | 月  | 火         | 水         | 木  | 金         | 土         |
|----|----|-----------|-----------|----|-----------|-----------|
|    |    | 1<br>休館日  | 2<br>教室日  | 3  | 4<br>教室日  | 5<br>教室日  |
| 6  | 7  | 8<br>休館日  | 9<br>教室日  | 10 | 11<br>教室日 | 12<br>教室日 |
| 13 | 14 | 15<br>休館日 | 16<br>教室日 | 17 | 18<br>教室日 | 19<br>教室日 |
| 20 | 21 | 22<br>休館日 | 23        | 24 | 25<br>教室日 | 26<br>教室日 |
| 27 | 28 | 29<br>休館日 | 30<br>教室日 |    |           |           |

※9月23日(水)はスクール休校日。

## 10月 お風呂・プール

| 日  | 月  | 火         | 水         | 木  | 金         | 土         |
|----|----|-----------|-----------|----|-----------|-----------|
|    |    |           |           | 1  | 2<br>教室日  | 3<br>教室日  |
| 4  | 5  | 6<br>休館日  | 7<br>教室日  | 8  | 9<br>教室日  | 10<br>教室日 |
| 11 | 12 | 13<br>休館日 | 14<br>教室日 | 15 | 16<br>教室日 | 17<br>教室日 |
| 18 | 19 | 20<br>休館日 | 21<br>教室日 | 22 | 23<br>教室日 | 24<br>教室日 |
| 25 | 26 | 27<br>休館日 | 28<br>教室日 | 29 | 30        | 31        |

※10月30日(金)、10月31日(土)はスクール休校日。

## 【営業時間のご案内】

- ・温水プール  
受付時間 12:45~20:30  
(日曜日は19:30まで)  
遊泳時間 13:00~21:00  
(日曜日は20:00まで)  
※6月~9月の土日祝は受付/遊泳11:00~
- ・香良の湯  
受付時間 12:45~20:00  
入浴時間 13:00~  
(閉場時間20:30)

## ○今月の甲良町温水プール・香良の湯イベント

◇敬老の日(9月21日(月))町内在住の65歳以上の方の施設利用無料!(プール/香良の湯)

※免許証等、住所・年齢の証明できる公的証明書を持参ください。

◇プール土・日・祝日開館時間延長(11時~)※10月~は通常開館(13時開館)

9月も日曜日&祝日(9月21日(月)、9月23日(水))は浮き輪で遊べます!

◇9月のスタンプカード2倍デイは...

- ・9日、19日、26日、30日がポイント2倍!(香良の湯)
- ・土曜・日曜・祝日の11時~13時に入館された方(プール)



## ○秋のキャンペーン実施中!(10月入会もOK!)

9月中に入会の方は初月会費半額。(限定10名)

|        |   |        |   |                                 |
|--------|---|--------|---|---------------------------------|
| 入会金 無料 | + | 年会費 無料 | + | 入会月会費 半額<br>(月の途中から参加の場合、日割り計算) |
|--------|---|--------|---|---------------------------------|

## 水泳教室 スケジュール

|       | 水                   | 金                   | 土                         |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------------|
| 14:00 |                     | 成人水泳<br>(初中級)       | 幼児                        |
| 15:00 | 成人水泳<br>(中級)        |                     | 小学生<br>水慣れ~バタ足            |
| 16:00 | 幼児                  | 幼児                  | 小学生<br>バタ足~クロール           |
| 17:00 | 小学生<br>水慣れ~クロール     | 小学生<br>水慣れ~クロール     | 小・中学生<br>背泳ぎ~平泳ぎ          |
| 18:00 | 小・中学生<br>背泳ぎ~個人メドレー | 小・中学生<br>背泳ぎ~個人メドレー | 小・中学生(上級)<br>バタフライ~個人メドレー |
| 19:00 |                     | 水中ウォーキング            | 成人水泳<br>(初級/上級)           |

※幼児クラスは令和8年4月~令和9年3月中に4歳になる方から可。  
※小学生、小・中学生クラスはレベル別に時間帯が異なります。

## ○教室料金(1か月:月4回練習)

| クラス      | 対象     | 料金(税込) |
|----------|--------|--------|
| ジュニア教室   | 幼児~中学生 | 4,500円 |
| 成人教室     | 中学生以上  | 5,000円 |
| 水中ウォーキング |        | 2,500円 |

## ◇甲良町温水プールのジュニア水泳教室のポイント

- その1 8段階のプログラムで学年別・レベル別のクラス編成
- その2 1クラス10名以下(指導者1人当たり)の少人数制
- その3 経験豊富なインストラクターによる丁寧な指導

【問合せ先】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155



## 人権なんでも 相談日

【問合せ先】 住民人権課 ☎38-5063

9月7日(月)・10月5日(月)

13:30~15:30

保健福祉センター1階 相談室

いじめ、家庭内・隣近所の  
トラブル、その他人権に関わる  
ことでお悩みの方は、お気軽に  
ご相談ください。  
※相談は無料で秘密は固く守ら  
れます。  
予約は不要です。





## 具沢山味噌汁コンテスト開催について ～駅長より、最新の情報をお知らせします～



道の駅が事務局をしています、こうらウエルネスツーリズム実行委員会では、甲良町で以前より取り組まれている具たくさん味噌汁を通じて、観光振興に取り組んでいます。

今年度も「具たくさん味噌汁コンテスト」を開催します。応援期間は9月1日（火）～10月31日（土）まで。応募方法は、道の駅や町内各施設に設置します応募用紙またはWEBから応募可能です。ぜひ自慢の具たくさん味噌汁でコンテストに応募してみてください。お子さんの応募也大歓迎です!!詳しい内容は道の駅までお問い合わせください。

9月の定休日は14日（月）です。

（営業時間 9：00～17：00）



【問合先】 道の駅せせらぎの里こうら ☎38-2744

## 天使のほほえみ

1歳のおたんじょうびおめでとう!



ほこやま そう  
鋒山 颯ちゃん  
9月22日生（金屋）



令和8年11月号「天使のほほえみ」への掲載希望（令和7年11月生のお子さん）の方は、9月30日（水）の「乳児の10か月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所をご記入ください。



【問合先】 企画監理課 ☎38-5061  
保健福祉課 ☎38-3314





# 令和8年度 甲良町特定健診・がん検診 ～バスでの集団健（検）診、最終回目前です～

甲良町の集団健（検）診は、10月が最終回になっています。予約がまだの方は、ぜひお申し込みください。

## 令和8年10月 甲良町特定健診・がん検診等日程表

| 月 日                        | 受付時間       | 国保<br>特定健診 | 胃がん検診<br>(バリウム検査) | 肺がん<br>検診 | 大腸がん<br>検診 | 子宮頸がん<br>検診 | 乳がん<br>検診 |
|----------------------------|------------|------------|-------------------|-----------|------------|-------------|-----------|
| 10月 8日(木)                  | 9:00～11:00 |            |                   |           |            | ●           | ●         |
| 10月19日(月)                  | 9:00～11:30 | ●          | ●                 | ●         | ●          |             |           |
| 10月20日(火)                  | 9:00～11:30 | ●          | ●                 | ●         | ●          |             |           |
| 10月27日(火)<br>※協会けんぽ健診と同時実施 | 9:00～11:00 |            |                   | ●         | ●          | ●           | ●         |

※年度末年齢19歳から39歳の方が対象の若年健診も、国保特定健診と同じ日時に実施します。

※国保特定健診は、個別での受診もできますので、直接医療機関にご予約ください。

### 【特定健診実施医療機関（近隣のみ掲載）】

| 医療機関名                | 所在地            | 電話番号         | 実施時期       |
|----------------------|----------------|--------------|------------|
| 医療法人社団健友会 若松医院       | 犬上郡甲良町尼子2019-1 | 0749-38-2482 |            |
| 公益財団法人 豊郷病院          | 犬上郡豊郷町八目12     | 0749-35-3001 |            |
| 医療法人 たけは内科医院         | 犬上郡豊郷町下枝23-1   | 0749-35-8015 |            |
| 医療法人 おした整形外科医院       | 犬上郡豊郷町下枝23-1   | 0749-35-0017 |            |
| 重森医院                 | 犬上郡豊郷町四十九院867  | 0749-35-2068 | 5～9月、12～2月 |
| 小菅医院 多賀診療所           | 犬上郡多賀町多賀1328   | 0749-48-1650 |            |
| 北村医院                 | 愛知郡愛荘町蚊野1732   | 0749-37-2008 |            |
| 医療法人 成宮クリニック         | 愛知郡愛荘町市917-7   | 0749-42-2620 |            |
| 上林医院                 | 愛知郡愛荘町目加田882   | 0749-37-2003 |            |
| 医療法人友仁会 山崎外科         | 彦根市河原三丁目1-20   | 0749-22-1888 |            |
| 医療法人社団 成仁会 成美記念クリニック | 彦根市賀田山町1405-3  | 0749-28-1323 |            |
| 医療法人 中西医院            | 彦根市芹橋二丁目9-14   | 0749-22-1152 |            |
| 医療法人優心会 中橋整形外科クリニック  | 彦根市高宮町1793-3   | 0749-26-5088 |            |
| 医療法人社団 安澤内科診療所       | 彦根市高宮町2290     | 0749-22-0954 |            |
| 彦根中央病院               | 彦根市西今町421      | 0749-23-1211 |            |
| なかつか内科医院             | 彦根市川瀬馬場町1709-1 | 0749-29-0981 |            |
| ふせクリニック              | 彦根市地蔵町190-8    | 0749-46-3711 |            |
| 医療法人友仁会 友仁山崎病院       | 彦根市竹ヶ鼻町80      | 0749-23-1800 |            |
| 医療法人 高山内科循環器科        | 彦根市日夏町2680-35  | 0749-28-7007 | 6～10月      |
| 彦根市立病院               | 彦根市八坂町1882     | 0749-22-6050 | 6～2月       |
| 白石外科                 | 彦根市肥田町915      | 0749-43-5651 |            |

胃がん・子宮頸がん・乳がん検診は医療機関でも受けられます！（※受診対象者要件あり）

### 胃がん検診（胃内視鏡検査）

対 象：50歳以上で年度末年齢が偶数年齢の方  
⇒ 2年に1度の検診です。

検 診 料：3,500円（※非課税世帯の方は無料）

申込期間：令和9年2月末まで

（※事前に保健福祉課での手続きが必要です）

### 子宮頸がん検診

対 象：20歳以上の女性  
※令和7年度に受けていない方  
⇒ 2年に1度の検診です。

検 診 料：無料

受診期間：R9年3月31日(水)まで

（※直接検診実施機関にご予約ください）

### 乳がん検診

対 象：40歳以上の女性  
※令和7年度に受けていない方  
⇒ 2年に1度の検診です。

検 診 料：無料

受診期間：R9年3月31日(水)まで

各種健診・がん検診の予約・お問い合わせ：甲良町保健福祉課（保健係）電話：38-3314まで

【問合先】 保健福祉課 保健係 ☎38-3314



## 甲良町 し尿収集カレンダー【令和8年10月】

| 日(曜日)  | 午前/集落      | 午後/集落      |
|--------|------------|------------|
| 1日(木)  | 呉竹①        | 不 定 期      |
| 2日(金)  | —          | —          |
| 3日(土)  | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 4日(日)  | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 5日(月)  | 小川原①       | 小川原①       |
| 6日(火)  | 小川原①       | 小川原①       |
| 7日(水)  | 尼子①        | 尼子①        |
| 8日(木)  | —          | —          |
| 9日(金)  | 正楽寺①・法養寺①  | 正楽寺①・法養寺①  |
| 10日(土) | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 11日(日) | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 12日(月) | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 13日(火) | 長寺①        | 不 定 期      |
| 14日(水) | 下之郷①②・在士①② | 下之郷①②・在士①② |
| 15日(木) | —          | —          |
| 16日(金) | 北落①③       | 北落①③       |
| 17日(土) | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 18日(日) | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 19日(月) | 金屋①②③・横関①  | 金屋①②③・横関①  |
| 20日(火) | 小川原②       | 小川原②       |
| 21日(水) | —          | —          |
| 22日(木) | —          | —          |
| 23日(金) | 長寺②・尼子②    | 長寺②・尼子②    |
| 24日(土) | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 25日(日) | 定 休 日      | 定 休 日      |
| 26日(月) | 呉竹②        | 不 定 期      |
| 27日(火) | 呉竹③・小川原③   | 呉竹③・小川原③   |
| 28日(水) | 池寺①        | 池寺①        |
| 29日(木) | —          | —          |
| 30日(金) | 池寺②③・長寺③   | 池寺②③・長寺③   |
| 31日(土) | 定 休 日      | 定 休 日      |

※「—」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。

①は1か月に1回、②は2か月に1回、③は3か月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1か月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後（2～3日は前後します）に収集させていただきます。

※集落とは、住所地名をさしていますので、該当する収集日に依頼してください。

【問合せ先】 クリーンライフ湖東 ☎35-5205

## 健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

## 9月後半分（会場：保健福祉センター）

| 事業の内容    | 実施日    | 受付時間        | 対象の方（児）                                | 持ち物                                  |
|----------|--------|-------------|----------------------------------------|--------------------------------------|
| 2歳6か月健診  | 17日(木) | 9:30～10:00  | 令和6年1月、2月生まれの児<br>前回受けられていない児          | 母子健康手帳・質問票<br>ささやき声アンケート<br>歯ブラシ、コップ |
| こころの健康相談 | 24日(木) | 10:00～11:30 | こころの健康状態に不安をお持ちの方<br>(予約制)保健師が対応いたします。 | 特になし                                 |
| 乳児健診4か月  | 30日(水) | 13:00～13:20 | 令和8年5月生まれの児<br>前回受けられていない児             | 母子健康手帳・質問票<br>すこやか親子アンケート            |
| 乳児健診10か月 | 30日(水) | 13:00～13:20 | 令和7年11月生まれの児<br>前回受けられていない児            | 母子健康手帳・質問票<br>写真(広報への掲載希望者)          |

## 10月前半分（会場：保健福祉センター）

| 事業の内容     | 実施日              | 受付時間                      | 対象の方（児）                                | 持ち物                                   |
|-----------|------------------|---------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|
| すこやか相談    | 5日(月)            | 9:30～11:00<br>予約制         | 子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。           | 母子健康手帳                                |
| 3歳6か月健診   | 7日(水)            | 13:00～13:30               | 令和5年2月、3月生まれの児<br>前回受けられていない児          | 母子健康手帳・質問票<br>すこやか親子アンケート<br>歯ブラシ、コップ |
| 女性がん検診    | 8日(木)            | 9:00～11:00<br>※会場は、甲良町公民館 | 予約された方                                 | 受診券・検診票                               |
| こころの健康相談  | 9日(金)            | 13:30～15:00               | こころの健康状態に不安をお持ちの方<br>(予約制)保健師が対応いたします。 | 特になし                                  |
| 結核レントゲン検診 | 14日(水)<br>15日(木) | 9:00～16:00<br>※各集落        | 65歳以上の方                                | 受診票                                   |

健診・相談には、体温測定のうちご来場ください。

発熱、だるさ、咳などの症状のある方は参加を控えていただきますよう、感染防止対策にご協力をお願いします。

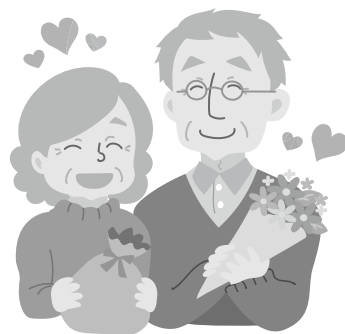
【問合先】 保健福祉課 ☎38-3314

## ひとのうごき

< >内は前月との比較  
R 8.8.1 現在

|    | 総人口     |         | 0～15歳未満 | 15歳以上<br>～65歳未満 | 65歳以上   |
|----|---------|---------|---------|-----------------|---------|
| 男  | 3,026   | < 8 >   | 317     | 1,747           | 962     |
| 女  | 3,195   | < - 5 > | 249     | 1,666           | 1,280   |
| 合計 | ⑥ 6,221 | < 3 >   | 566     | 3,413           | ② 2,242 |

|                              |       |        |              |        |
|------------------------------|-------|--------|--------------|--------|
| 世帯数                          | 2,705 | < 13 > | ① ÷ ⑥ = 高齢化率 | 36.04% |
| 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。 |       |        |              |        |

2026年(令和8年)9月号  
通巻第573号発行／甲良町企画監理課  
〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail:kikaku@town.koura.lg.jp

HP: https://www.kouratown.jp/

## 「広報こうら」・「ホームページ」への有料広告募集中

本町では財源の確保を図るため、「広報こうら」・「ホームページ」に掲載する有料広告を随時募集しております。

あなたのお店や会社の情報を、広報誌やホームページに掲載してみませんか？

詳細はホームページにてご確認くださいか、企画監理課（☎38-5061）までお気軽にお問い合わせください。

